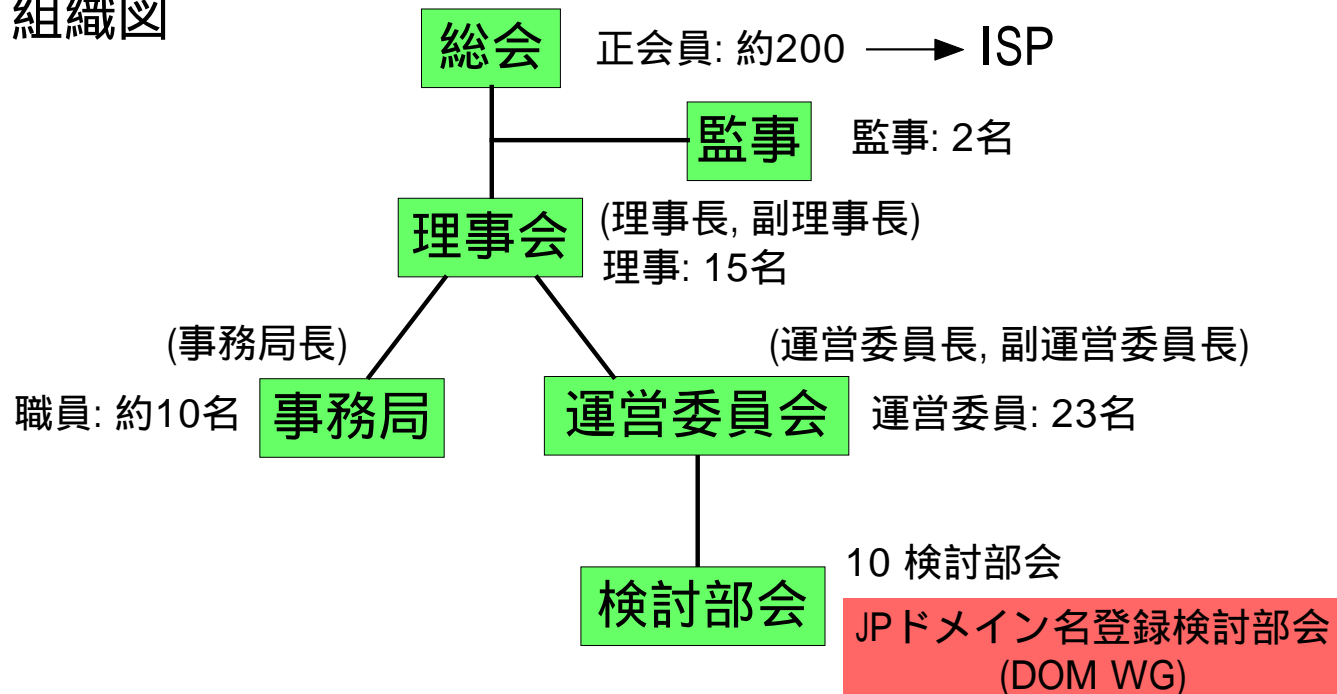


JPNIC の組織

▶ 今年3月末に社団法人化

正式名称: 社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

▶ 組織図



DOM WG での検討課題と計画

▶ JPドメイン名空間の設計

- 任意団体に対するドメイン名 (非商業法人との切り分け)
- (地域に依存しない) 個人に対するドメイン名の新設
- 学校のためのドメイン名の整理
- 地域型ドメイン名の見直し
- 商品・サービスに対するドメイン名

▶ 登録規則の整備

- ドメイン名登録規則の簡略化
- ドメイン名登録規則を法的な文章に
- 業務委託に関する規則を法的な文章に

- ▶ 登録手続きの整備
 - 申請に必要な書類の厳格化
 - 登録手順の定式化・簡略化
 - 登録業務の分散化に向けて
- ▶ ドメイン名に関する普及・啓蒙活動
 - JPドメイン名
 - gTLD
- ▶ 知的財産権との関連の検討
- ▶ その他

当面のスケジュール(目標)

- ▶ ドキュメントのマイナーチェンジ

9月2日 施行

- ▶ 任意団体に対するドメイン名登録と非商業法人のための属性の新設, タイムアウト時間の簡略化

9月2日 延期 (1ヶ月程度) 公布

11月1日 延期 (1ヶ月程度) 施行

- ▶ ドメイン名登録規則の簡略化し、法的な文章に個人ドメインの新設 (間に合えば)

10月1日 案を公開し一般からの意見を求める

12月1日 公布

来年3月1日 施行

セミナー / オフラインミーティングのスケジュール

- ▶ gTLD に関するセミナー
 - iPOC の chairman を含む 2 ~ 3名のキーパーソンを呼んでセミナーを開催
 - 11月4日(予定, 会場未定)
- ▶ ドメイン名, IPアドレス, 法律問題に関するチュートリアル
 - 12月16日, 17日(横浜パシフィコ)
- ▶ 次回の DOMAIN OFFLINE MEETING
 - 12月19日(予定, 横浜パシフィコ)

任意団体に対するドメイン名登録方針の変更について

背景

- ▶ 従来、任意団体がドメイン名を登録する場合に「権利能力なき社団」の要件を満たしていることを求めている



- ▶ この方針の本質的な問題点が無視できないものに
 - 「権利能力なき社団」の要件を満たさない任意団体へのドメイン名登録の必要性
 - ▶ ジョイントベンチャー，イベント(の組織委員会)，組合的組織 (法律事務所など)
 - 規約のテンプレートがあれば、実体のない団体の方がドメイン名登録を受けやすいという矛盾
 - 「権利能力なき社団」の要件チェックとそれに伴う質問の問い合わせの労力

変更方針 (考え方)

- ▶ 任意団体とは複数の個人 (日本に在住すること) または法人 (日本に登記があること) によって構成され、定まった名称と持つ団体と定義
- ▶ 任意団体のドメイン名は、その代表者を登録者と考える
 - ▶ ネットワークサービスと類似の考え方
 - ? 内紛が起こったら
- ▶ 任意団体のドメイン名の登録ならびに使用に関する責務は、代表者が負う
- ▶ この方針変更に伴って、第2レベルの属性名を再検討する
 - 最初の案: 任意団体のための属性を新設
 - 2回目の案: 非商業法人のための属性を新設

提出書類

▶ 新規登録時

- (1) オンラインのドメイン名登録申請書
- (2) 代表者と副代表者が署名・捺印した依頼書
- (3) 代表者と副代表者の印鑑証明

▶ 代表者の変更

- (1) オンラインのドメイン名登録変更申請書
- (2) 新旧両代表者が署名・捺印した依頼書
- (3) 新旧両代表者の印鑑証明

- ▶ 旧代表者の署名・捺印を、副代表者のもので代えることができる

第2レベル属性名について

- ▶ domain-talk で多くの議論
- ▶ 有力な選択肢は 4 つ
 - (a) 任意団体のための第2レベル属性名を新設
 - (b) 非商業法人のための第2レベル属性名を新設
 - (c) 第2レベル属性名を新設せず、両者を OR.JP に登録
 - (d) 2つの第2レベル属性名を新設し、OR.JPドメイン名の登録を凍結
- ▶ 一長一短あり



アンケートの実施を提案

任意団体に対するドメイン名登録方針の変更について

非商業法人の種類 (代表的なもの)

- 社団法人
 - 財団法人
 - 医療法人
 - 宗教法人
 - 監査法人
 - 社会福祉法人
 - 学校法人
 - などなど
- 以下の内、法人格を持つもの
- 商工会議所，商工会
 - 労働組合
 - (各種の) 協同組合
 - 健康保険組合
 - 政党
 - (マンション等の) 管理組合
 - などなど

学校法人の取り扱い

- ▶ 学校法人の事務部門等 (学校を除く) のためのドメイン名をどうすべきか？
 - ▶ 「学校」をどうするかとは独立に考えることが可
- ▶ 有力な選択肢は次の3つか(?)
 - (a) AC.JP のままとする
 - (b) 非商業法人と同じ属性とする
 - (c) AC.JP と非商業法人と同じ属性とで自由に選択できるものとする
 - ➔ 属性を選べる余地があることは、他の組織との不公平ではないか？

任意団体に対するドメイン名登録と同時期に変更

タイムアウト時間の簡略化

- ▶ 登録規則の簡略化の一環
- ▶ ドメイン名が無駄に押さえられる時間を最小限に

ネームサーバ未登録による廃止

- ▶ 新規登録後は1年，ネームサーバ登録抹消後は6ヶ月に
ドメイン名登録解除後の冷却期間

- ▶ 一律6ヶ月に
ドメイン名変更確認

- ▶ 3ヶ月後の変更確認を廃止，後戻りは原則なし

ドメイン名変更の制限緩和

- ▶ ドメイン名変更後6ヶ月は再変更禁止，新規登録後は制限なし

登録規則を法的な文書に

- ▶ 登録申請者と JPNIC の間の契約約款
- ▶ 法律的に well-defined な用語での記述
- ▶ 条文による構成に (引用の容易さ)

こんな感じになる



ドメイン名登録等に関する規則

第1条 (目的)

この規則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）が行うインターネットのドメイン名の登録等を円滑に行うことにより、ネットワークの利用の促進を図ることを目的とする。

第2条 (ドメイン名登録の意味)

当センターのドメイン名登録は、当センターが登録する JPドメイン名空間における当該ドメインの一意性を意味するものであり、これ以外のいかなる意味も有さない。

登録規則の見直し (議論中)

- ▶ 営業譲渡, 相続に伴うドメイン名の移転を認める。また、親会社・子会社間 (株式を 50% 以上保有) での移転を基本的には認める
 - ▶ 仮登記中の仮ドメイン名登録の制度を導入
 - ▶ ドメイン名の登録取消理由の明記
 - ▶ 登録ドメイン名の使用差し止めを命ずる確定判決もしくはこれと同一の効力を有する文書の提出
 - ▶ ドメイン名登録不承認に対する異議申し出手続きの定義
 - ▶ 新たなドメイン名が登録可能になった後、1ヶ月間の申請は同時とみなすルールを導入
- などなど